

## 「第60回 千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部会議」

(令和5年3月30日開催)

### 【知事の指示事項等】

本県の新規感染者数は、直近7日間平均で約300人。昨年夏の感染拡大前を下回る水準となっています。

医療提供体制については、昨日時点の即応病床使用率は10.1%と、引き続き低い数値となっており、病床確保のフェーズについても、県内全圏域でフェーズ1を維持しています。

こうした中、5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが「5類感染症」に変更されることに伴い、国から、外来や入院等の医療提供体制について方針が示されました。

その内容を踏まえ、本日は、5類移行に係る本県の医療提供体制や感染拡大防止対策等の対応方針について確認します。

併せて、これまでの新型コロナウイルス感染症対応での本県における取組や生じた課題を整理し、今後の新たな感染症への備えとして進めている振り返りについても確認をします。

千葉市、船橋市、柏市、市長会及び町村会の皆様におかれては、御多忙のところ御出席いただき感謝します。

## ○ 5類感染症への移行に係る今後の対応について

資料のとおり、5月8日の感染症法上の位置づけ変更に向け必要な準備を進め、医療機関等に適切に支援を行うよう指示します。

また、学校における対策は4月から変更となりますが、混乱が生じないよう、関係機関等への周知の徹底をお願いします。

## ○ 新型コロナウイルス感染症対策に関する振り返りについて

健康福祉部においては、資料の方向性のとおり、引き続き取りまとめを進めるよう指示します。

## ○ 新型コロナウイルス感染症のレベルの移行について

本県における保健医療の負荷の状況、感染状況等を総合的に勘案し、本日からレベル1に移行することとします。

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い混乱が生じないよう、市町村の皆様とも連携し、円滑に移行を進めていきたいと考えておりますので、引き続き、御理解と御協力をお願いします。

本日は、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ見直しに伴う、本県の医療提供体制等の対応方針などについて確認しました。

各部局庁においては、移行に向けた各種取組を進めるとともに、県民・事業者の皆様への周知等をお願いします。